

小田原市立病院管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○小田原市立病院管理規則</p> <p>昭和42年2月15日規則第75号 改正</p> <p>昭和44年4月1日規則第9号 昭和48年4月20日規則第23号 昭和55年9月1日規則第28号 昭和57年6月25日規則第25号 昭和63年3月31日規則第12号 平成元年6月3日規則第27号 平成4年9月1日規則第45号 平成4年12月25日規則第62号 平成5年11月19日規則第40号 平成6年9月30日規則第36号 平成9年2月5日規則第3号 平成13年3月30日規則第25号 平成14年4月1日規則第28号 平成15年4月1日規則第35号 平成16年7月26日規則第32号 平成17年4月1日規則第38号 平成25年3月29日規則第58号</p> <p><u>平成 年 月 日規則第 号</u></p> <p>小田原市立病院管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、小田原市立病院（以下「病院」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○小田原市立病院管理規則</p> <p>昭和42年2月15日規則第75号 改正</p> <p>昭和44年4月1日規則第9号 昭和48年4月20日規則第23号 昭和55年9月1日規則第28号 昭和57年6月25日規則第25号 昭和63年3月31日規則第12号 平成元年6月3日規則第27号 平成4年9月1日規則第45号 平成4年12月25日規則第62号 平成5年11月19日規則第40号 平成6年9月30日規則第36号 平成9年2月5日規則第3号 平成13年3月30日規則第25号 平成14年4月1日規則第28号 平成15年4月1日規則第35号 平成16年7月26日規則第32号 平成17年4月1日規則第38号 平成25年3月29日規則第58号</p> <p>小田原市立病院管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、小田原市立病院（以下「病院」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(診療)</p> <p>第2条 病院の行う診療は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康診断及び健康相談</p> <p>(2) 療養の指導及び相談</p> <p>(3) 診察</p> <p>(4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給</p> <p>(5) 処置、手術その他の治療</p> <p>(6) 助産</p> <p>(7) 入院</p> <p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第3条 病院の診療日は、次に掲げる日以外の日とし、診療時間は、午前8時45分から午後5時までとする。ただし、入院患者及び救急患者に係る診療については、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(診療の申込み)</p> <p>第4条 病院において初めて診療を受けようとする者は、診療申込書（様式第1号）を病院長に提出しなければならない。</p> <p>2 病院長は、診療申込書の提出があったときは、診察券（様式第2号）を申込者に交付する。</p> <p>(手術等の同意)</p> <p>第5条 病院長は、手術、検査等を行うに当たっては、あらかじめ患者に対し当該手術、検査等の内容について説明し、文書により患者の同意を得なければならない。ただし、緊急を要するもの又は軽易なものについては、この限りでない。</p>	<p>(診療)</p> <p>第2条 病院の行う診療は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康診断及び健康相談</p> <p>(2) 療養の指導及び相談</p> <p>(3) 診察</p> <p>(4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給</p> <p>(5) 処置、手術その他の治療</p> <p>(6) 助産</p> <p>(7) 入院</p> <p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第3条 病院の診療日は、次に掲げる日以外の日とし、診療時間は、午前8時45分から午後4時までとする。ただし、入院患者及び救急患者に係る診療については、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(診察の申込み)</p> <p>第4条 病院において初めて診察を受けようとする者は、診察申込書（様式第1号）を病院長に提出しなければならない。</p> <p>2 病院長は、診察申込書の提出があったときは、診察券（様式第2号）を申込者に交付する。</p> <p>(手術等の同意)</p> <p>第5条 病院長は、手術、検査等を行うに当たっては、あらかじめ患者に対し当該手術、検査等の内容について説明し、文書により患者の同意を得なければならない。ただし、緊急を要するもの又は軽易なものについては、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(入院の手続)</p> <p>第6条 病院に入院しようとする者は、入院申込書兼誓約書及び保証書(様式第3号)を病院長に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、救急等のため緊急の入院を必要とする場合は、入院後速やかに入院申込書兼誓約書及び保証書を提出しなければならない。</p> <p>(入院の制限)</p> <p>第7条 病院長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入院を拒み、又は退院を命ずることができる。</p> <p>(1) 診療報酬、食事療養費、特別の料金その他の使用料を著しく滞納したとき。</p> <p>(2) 患者が病院の規定に違反し、又は職員の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、患者の入院又は在院を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用料及び手数料の徴収時期)</p> <p>第8条 使用料及び手数料は、その都度徴収する。ただし、次の各号に掲げる使用料については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 入院料、食事療養費、特別入院室料、特別長期入院料、被服貸与料及び松葉づえ貸与料 後納</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 診療又は施設の使用が終了しなければ、算定が困難なもの 後納</p> <p>(3) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他法令等によるもの及び契約によるもの 後納</p> <p>2 前項第1号の使用料を後納する場合において、入院した期間又は貸与した期間に月の末日を含むときは、当該入院した期間又は貸与した期間に要した費用のうち、同日までの期間に係る分ごとに行うものとする。</p>	<p>(入院の手続)</p> <p>第6条 病院に入院しようとする者は、入院申込みのときに入院証書(様式第3号)及び保証書(様式第4号)を病院長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、救急等のため緊急の入院を必要とする場合は、入院後速やかに入院証書及び保証書を提出しなければならない。</p> <p>(入院の制限)</p> <p>第7条 病院長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入院を拒み、又は退院を命ずることができる。</p> <p>(1) 診療報酬、食事療養費、特別の料金その他の使用料を著しく滞納したとき。</p> <p>(2) 患者が病院の規定に違反し、又は職員の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、患者の入院又は在院を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用料及び手数料の徴収時期)</p> <p>第8条 使用料及び手数料は、その都度徴収する。ただし、次の各号に掲げる使用料については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 入院料、食事療養費、特別入院室料、特別長期入院料、被服貸与料及び松葉づえ貸与料 後納</p> <p>(2) 短期特別入院総合診断料 前納</p> <p>(3) 診療又は施設の使用が終了しなければ、算定が困難なもの 後納</p> <p>(4) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他法令等によるもの及び契約によるもの 後納</p> <p>2 前項第1号の使用料を後納する場合において、入院した期間又は貸与した期間に月の末日を含むときは、当該入院した期間又は貸与した期間に要した費用のうち、同日までの期間に係る分ごとに行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料の減免申請の手続)</p> <p>第9条 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例(昭和41年小田原市条例第60号)第4条の規定により、使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市立病院使用料・手数料・減額・免除申請書(様式第5号)を病院長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による小田原市立病院使用料・手数料・減額・免除申請書の提出があった場合は、その適否を決定し、小田原市立病院使用料・手数料・減額・免除決定通知書(様式第6号)により当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知する。</p> <p>(申請の制限)</p> <p>第10条 第5条、第6条及び前条第1項の規定による同意、申込み又は申請は、本人又は世帯主がしなければならない。ただし、本人又は世帯主が同意、申込み又は申請をすることができない場合は、親族その他の関係者がすることができる。</p> <p>(弁償)</p> <p>第11条 診療を受ける者又は病院の施設を使用する者が、病院の設備その他の物件を破損した場合は、市長は、損害の一部又は全部を弁償させることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。</p> <p>2 小田原市立病院条例施行規則(昭和41年小田原市規則第35号)は、廃止する。</p> <p>3 この規則の施行の際、従前の規則に基づいて行われた申請その他の手続については、この規則に基づいて行われた申請その他の手続とみなす。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p>	<p>(使用料及び手数料の減免申請の手続)</p> <p>第9条 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例(昭和41年小田原市条例第60号)第4条の規定により、使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市立病院使用料・手数料・減額・免除申請書(様式第5号)を病院長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による小田原市立病院使用料・手数料・減額・免除申請書の提出があった場合は、その適否を決定し、小田原市立病院使用料・手数料・減額・免除決定通知書(様式第6号)により当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知する。</p> <p>(申請の制限)</p> <p>第10条 第5条、第6条及び前条第1項の規定による同意、申込み又は申請は、本人又は世帯主がなければならない。ただし、本人又は世帯主が同意、申込み又は申請をすることができない場合は、親族その他の関係者がすることができる。</p> <p>(弁償)</p> <p>第11条 診療を受ける者又は病院の施設を使用する者が、病院の設備その他の物件を破損した場合は、市長は、損害の一部又は全部を弁償させることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。</p> <p>2 小田原市立病院条例施行規則(昭和41年小田原市規則第35号)は、廃止する。</p> <p>3 この規則の施行の際、従前の規則に基づいて行われた申請その他の手続については、この規則に基づいて行われた申請その他の手続とみなす。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p>

改正後	改正前
様式第3号 (第6条関係) 削除 様式第 <u>4</u> 号 (第9条関係) 様式第 <u>5</u> 号 (第9条関係)	様式第3号 (第6条関係) 様式第4号 (第6条関係) 様式第5号 (第9条関係) 様式第6号 (第9条関係)